

**鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業
対面的対話確認事項に対する回答**

令和元年7月10日

鴨川市

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業 対面的対話確認事項に対する回答

No.	図書名	頁	項目							タイトル	確認事項	確認事項に対する回答
1	公募説明書 添付資料-2	2								建設期間（各種開発申請）	公募説明書 添付資料2に開発関係業務は民間事業者で実施することとありますが、書類作成等は民間事業者で実施しますが、万一開発関係の承認が遅れ、工期に影響を与える場合には貴市のリスクとして頂きたいと思えます。	事業契約第8条にあるとおり、許可の取得、届け出は民間事業者の責任において実施していただく必要があり、市は同条第4項に基づく協力は行いますが、許可取得の遅延については民間事業者のリスク負担となります。
2	公募説明書 添付資料-3	3								事業計画（基準金利）について	公募説明書において、「提案書の作成時には、2019年7月31日の基準金利とする」とありますが、応募資料作成スケジュールを考慮し、7月1日の基準金利へ変更をお願いします。	修正の検討を行います。
3	要求水準書 設計・建設業務編	2	第1章	第1節	6.	1)	(10)			既設建築物の活用に関して	建設予定地には代表企業が所有する既設建築物があります。当グループでは本既設建築物を管理棟として活用します。その際に、既設建築物の所有権は継続して代表企業とし、事業計画を立案予定ですので、ご承諾をお願いします。	管理棟の機能については要求水準書の設計・建設業務や事業契約書第40条にて、設計・建設した施設については本施設として引き渡し、所有権を市に移転することを規定していることや、要求水準書の用語の定義より、本施設の設計・建設業務に係る全ての費用については施設整備費（コンテナ、重機は除く）として支払うことが規定されているため、施設の引渡し及び所有権移転の面、対価支払い上の面から、ご提案は認められません。本施設として使用するならば要求水準を満たしたうえで市に引渡しして所有権を移転するか、本施設として使用しなければ既存施設を撤去する必要があります。
4	要求水準書 設計・建設業務編	28-29	第3章	第2節	1.					一般持込み物の計量について	一般持込み物の種類別計量を出来るように小型計量機を設置しますが、徴収料金は種別に関係無く同一料金として計画しますが、よろしいでしょうか。	一般持込については燃やせるごみよりも粗大ごみの持込が多いことが想定されるため、粗大ごみ破砕処理機能を事業用地内に整備するまで、既存の鴨川清掃センターにて一般持込を行い、本施設への一般持込は行わない方針とします。粗大ごみ破砕処理機能の整備後は、粗大ごみ貯留スペースを設ける等を行い、現在本市で実施している受付、計量方法と同等以上となるように計画してください。
5	要求水準書 設計・建設業務編	33	第3章	第2節	3.					集じん装置について	集じん装置は、性能保証値を満足させる能力を有するロールフィルタ方式を採用します。ロールフィルタは同規模以上の中継施設においても採用されております。	バグフィルタと同等の能力であるならば、提案を認めます。
6	要求水準書 設計・建設業務編	49	第4章	第3節	3.	1)	(2)	①		中央制御室(設置する場合)について	中央制御室は設置せず、機器の起動停止・故障復帰操作は1F圧縮設備室の機側盤で行います（全自動運転方式）。また2F控え室では機器の状態の確認を行うことも可能です。	中央制御室の設置は必要条件ではありませんが、施設全体の状況が把握できるシステムを構築することが要求水準書に謳われており、ご提案の2F控え室にその機能が備わった設備を設けていれば、提案を可とします。
7	要求水準書 設計・建設業務編	50	第4章	第3節	3.	2)	(1)	⑦		既設建築物の活用に関して	管理棟の建築機械設備及び建築電気設備は一部機器を既設流用するため、屋外仕様の機器を設置する計画としますが、よろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りとします。

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業 対面的対話確認事項に対する回答

No.	図書名	頁	項目							タイトル	確認事項	確認事項に対する回答
8	要求水準書 設計・建設業務 編	51	第4章	第3節	4.					既設建築物の活用に関して	No3に記載しましたとおり、既設建築物を管理棟として計画しておりますが、既設建築物を流用する際には、要求水準書P51 4. 構造計画は非該当であると考えておりますが、よろしいでしょうか。	管理棟についても要求水準に該当するものとします。
9	要求水準書 運営業務編	18	第6章	第1節						搬出先受入時間に関して	要求水準書P18では受入時間が8:30~11:30、13:00~15:30との記載がありますが、搬出先に問合せのうえ、搬出先の受入時間が要求水準書と異なる際には、当グループにて確認した問合せ時間を前提とする搬出計画としてよろしいでしょうか。但し、君津広域の新熱回収施設に関しては、今後建設予定のため、要求水準書記載のとおりで計画します。	ご理解の通りです。
10	募集要項に関する 質問回答	1	No. 3							建設期間に関して	質問回答書No3に記載してありますとおり、建設設計期間が15カ月は順守することが困難です。 当グループでは工期短縮を目的とし、下記の対策を実施しますが、施設竣工が2021年12月となる見通しです。工期延長のご検討をお願いします。 <対策> ① 要求水準書P13 事前調査業務をすでに実施済み。 ② 質問回答書No21のとおり正式契約に先立ち、貴市との設計協議を実施。 ③ ハイテンボルト・鉄骨の長納期化に伴い、建築はRC造とする。 ④ 土曜日の工事実施を前提とした工程計画の立案。	工期延長の検討を行います。
11	募集要項に関する 質問回答	2	No. 14							委託料 支払回数	質問回答No14に記載のとおり、地元企業を代表企業とするスキームでは毎月の支払が適切であると考えます。毎月の支払を前提とて、SPC資本金設定、およびキャッシュフローを立案したく思いますが、宜しいでしょうか。	提案書提出時に事業者にて支払い方法を提示してください。
12	募集要項に関する 質問回答	3	No. 17							第三者の入場について	質問回答にて第三者は「見学者以外の第三者」との回答がありますが、第三者は「宅配業者等の一般業務来場者」と想定し、工場棟への進入をしない計画としますが、よろしいでしょうか。	一般業務来場者の動線を確保していることが確認できれば、提案を可とします。
13	募集要項に関する 質問回答	3	No. 22							建設期間に関して (試運転日数)	要求水準書に試運転日数が30日とありますが、工期短縮を目的として実績に基づき、短縮することは可能でしょうか。	試運転期間は、個々の機器の初期トラブルの解消や、運転員の習熟度向上を図る目的から、30日間を原則とします。